

掛川市子育てに優しい事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てと仕事の両立のための環境整備に積極的に取り組む事業所等の子育てに優しい事業所として認定することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、子育てを応援する事業所等を増やし、もって「子育て日本一のまち」実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 子育てに優しい事業所 子育てと仕事の両立のための環境整備に積極的に取り組む事業所等として市長が認定する事業所等をいう。

(認定基準)

第3条 子育てに優しい事業所の認定基準は、次の各号のいずれにも該当する事業所等であることとする。

- (1) 子育てと仕事の両立のための環境整備に積極的に取り組んでいること。
- (2) 次条の申請時において、市に所在し、かつ、今後1年以上市に所在する意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(申請)

第4条 子育てに優しい事業所の認定を受けようとする事業所等は、子育てに優しい事業所認定申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に当該事業所等で記入したチェックシートを添付して、市長に申請しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、前条各号のいずれにも該当すると認めるときは、子育てに優しい事業所として認定するものとする。この場合において、次の各号に掲げるチェックシートに基づく採点結果に応じ、当該各号に定める認定階級に区分するものとする。

- (1) 45点以上 AAA
- (2) 30点以上44点未満 AA
- (3) 15点以上29点未満 A

2 前項前段の規定による内容審査は、申請書及びチェックシートの記載内容並びに実地確認によ

り行うものとし、その実施は、社会保険労務士の資格を有する者に委託する。

- 3 市長は、第1項前段の規定による認定を行うに当たっては、掛川市子育てに優しい事業所認定審査会の意見を聴かなければならない。

(掛川市子育てに優しい事業所認定審査会)

第6条 前条第3項の規定による諮問に応じ、子育てに優しい事業所の認定の適否について審査させるため、掛川市子育てに優しい事業所認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長、副会長及び委員3人をもって組織する。
- 3 会長は、副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、こども希望部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市民協働部生涯学習協働推進課長
 - (2) 環境経済部産業労働政策課長
 - (3) 静岡県社会保険労務士会磐田支部の代表者
- 7 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 8 審査会の庶務は、こども希望部こども政策課において処理する。

(認定証の交付)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による認定をしたときは、当該事業所等に子育てに優しい事業所認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 認定証の様式、規格その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(認定証の表示)

第8条 子育てに優しい事業所は、前条の規定により認定証の交付を受けたときは、当該認定証を次に掲げる方法により表示することができる。

- (1) 子育てに優しい事業所内の見えやすい場所への配置
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他広告物（電磁的方法を含む。以下同じ。）への掲載

(認定証交付整理簿)

第9条 市長は、認定証の交付に係る事務の適正な処理を図るため、子育てに優しい事業所認定証交付整理簿を備え、子育てに優しい事業所の名称、所在地、有効期間その他必要な事項を記録し

なければならない。

(有効期間等)

第10条 第5条第1項の規定による認定の有効期間は、認定日から認定日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

2 市長は、子育てに優しい事業所からの申請があったときは、前項の有効期間を更新することができる。

3 第4条の規定は、前項の申請について準用する。

(変更の届出)

第11条 子育てに優しい事業所は、前条第1項の認定の有効期間内において、申請書の内容に変更が生じたときは、書面により市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子育てに優しい事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に対し、認定を取り消した旨及びその理由を文書により通知するものとする。

(1) 子育てに優しい事業所が事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 第3条各号に規定する基準に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(4) その他子育てに優しい事業所の認定が適当でないとき。

2 前項の規定により子育てに優しい事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、認定証を市長へ返還するとともに、パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他広告物への掲載を中止しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

